

障がい福祉サービスについて

〈奈良市役所 障がい福祉課〉

※サービスを利用するには、それぞれの手続きが必要です。

訪問系サービス

- 居宅介護（ホームヘルプ）
自宅での入浴や排せつ、食事の介助、掃除や買い物の家事援助、病院のつきそい等
- 行動援護
ひとりで行動することが困難な人の外出時の移動支援（ホームヘルプ）
- 同行援護
視覚障がいにより移動することが困難な人の外出時の移動支援
- 短期入所（ショートステイ）
自宅で介護する人が病気になった時などに、施設に短期間泊まることができます。



日中活動系サービス

- 生活介護
施設等での創作的活動や生産活動などへの支援
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
日常生活や社会生活などの支援
- 就労（移行・継続）支援
就労に必要な知識や能力向上などの支援



居住系サービス

- 共同生活介護（ケアホーム）
共同で生活を送るための支援
- 共同生活援助（グループホーム）
共同で生活を送るための支援



相談支援

- 計画相談支援
障がい福祉サービスの申請にあたってサービス等利用計画を作成します。

地域生活支援

- 移動支援
社会参加のための外出支援（ホームヘルプ）
- 日中一時支援
施設での一時的な介助や見守り
- 地域活動支援センター
創作的活動または生産活動、社会との交流促進を支援
- 日常生活用具
在宅の日常生活を容易にするための用具の給付
- コミュニケーション支援
手話通訳者及び要約筆記者の派遣
- その他
訪問入浴サービス、福祉ホーム、成年後見制度利用支援 等

